

# 教育の情報化の推進について

平成27年11月17日(火)  
文化庁長官官房著作権課

# 教育の情報化の推進に係る著作権制度上の課題等に関する検討状況

## [知的財産推進計画2015における記述]

・デジタル化した教材の円滑な利活用やオンデマンド講座等のインターネットを活用した教育における著作権制度上の課題について検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省)

### 施策の実施状況

- 平成26年度、我が国におけるICT活用教育に係る著作物等の利用実態及び諸外国の制度・運用実態等について調査研究を実施し、課題として以下の点を整理。(調査研究の概要については別紙1参照)
  - ①権利者側のライセンス体制
  - ②教育機関側の権利処理体制
  - ③権利制限規定の解釈
  - ④権利制限規定の範囲
- 調査研究の結果を踏まえ、今年度、文化審議会著作権分科会(法制・基本問題小委員会)において、教育関係者や権利者の意見を聴取した上で、ICT活用教育を促進するための著作権法制度やライセンス体制の在り方等について、検討を行っている。
- 教育関係者からは、権利者の許諾を得るための手続上の負担が大きいこと等を理由として、以下の事項について著作権制度等の見直しの要望があった。
  - ・授業の過程において教材・参考文献や講義映像等を送信する際の著作物の利用円滑化について
  - ・教育目的で教員や教育機関の間で教材等を共有(複製・公衆送信)する際の著作物の利用円滑化について
  - ・MOOCなど一般人向け公開講座における著作物の利用円滑化について
- これらの事項について、新たに権利制限の対象とする必要性・正当性やその範囲、対象外となる著作物の利用円滑化方策等の論点について議論を行っている。(主な論点や議論の状況については別紙2参照)

### 今後の予定

- 上記論点に係る著作権法制度やライセンス体制の在り方等については、引き続き、文化審議会著作権分科会において検討を進める予定。
- また、法制度の運用面についても、関係規定が適正に運用される環境や体制の整備に向けて、教育関係者と権利者との間で協議を行う予定。

## 背景

- ・デジタル・ネットワーク社会の進展に伴い、教育現場におけるICT活用が広がりを見せている。
- ・ICT活用教育の意義：教育の質の向上、教育の機会拡大など
- ・ICT活用教育について、教育振興基本計画や教育再生実行会議提言などにおいて、政府としても取組を推進することが示されており、知的財産推進計画等において関連する著作権制度上の課題について整理・検討を行うことが求められている。



ICT活用教育の推進に係る著作権制度の課題について論点整理を行うため、国内のICT活用教育における著作物等の利用実態や諸外国の関連制度等の調査を実施。

## 1. 国内のICT活用教育における著作物等の利用

＜教育機関における著作物等の利用実態＞

- ①教員による教材・参考文献等の公衆送信や異時の講義映像の公衆送信をすること
- ②教員間において教材等を共有すること 等についてニーズが認められた。

高等教育機関においては、権利処理の手続き上の負担、権利者探索の負担、許諾を得られない等の理由から著作物等の利用を断念するケースが多く、教育上必要な著作物等をICT活用教育において利用できない。

また、初等中等教育機関においても、教員の著作権や権利処理に対する知識不足、人的・時間的制約により、ニーズのあるICT活用教育の実施自体が控えられているほか、ICT活用教育の実施にあたって、許諾が必要な第三者の著作物の利用を控える傾向にあり、十分に適切なICT活用教育を行えない。

### 課題①：権利者側のライセンス体制

→権利処理手続き上の負担等を軽減するため、著作権の集中管理などの体制整備が求められている

### 課題②：教育機関側の権利処理体制

→権利処理を的確かつ円滑に行えるよう、学内の権利処理体制の整備、著作権制度・権利処理のノウハウに関する普及に向けた取組の充実が求められている

### 課題③：権利制限規定の解釈

→権利制限規定の解釈につき明確性を確保するため、教育機関と権利者の合意によるガイドラインの策定が求められている

### 課題④：権利制限規定の範囲

→教員等による教材等のインターネット送信やオンデマンド型講義映像配信など今後も拡大が予想される行為類型のうち、著作権者の権利を不当に害しない範囲のものを権利制限規定の対象に加えることなどについて、議論が望まれる

### <教材の提供者における著作物等の利用実態>

- ・デジタル教科書・教材では、多岐にわたる種類の著作物が多数利用されており、利用形態も多様化しているが、著作権法第33条の権利制限規定の範囲外であり、第三者の著作物を利用するには権利処理が必要となっている。
  - ・権利者から個別に許諾を得る著作物も多く、制作会社における権利処理の負担が大きくなっている(特に海外の著作物の場合に負担が大きい)
  - ・管理団体への申請により利用されている場合においても、デジタル教科書やデジタル教材での利用については使用料規程に具体的な定めがなく、技術の進歩やサービスの多様化に合わせて算定方法を決めるという個別の交渉が行われている
- ⇒①権利の集中管理の促進、  
②デジタル教科書やデジタル教材に含まれるコンテンツの種類や供給方法・利用態様の特性を踏まえた適切な使用料規程などのルールの構築  
が求められている。

### <権利者側のライセンス体制>

- ・一部の分野においてICT活用教育の許諾を円滑に行うための体制整備が進められているものの、全体として見れば、未だ教育機関のニーズを満たすには十分な状況にあるとは言えない。

## 2. 諸外国のICT活用教育に関する権利制限規定及び運用実態

- ・国によって規定ぶりは様々だが、調査対象国(※)においては、ICT活用教育における著作物利用の円滑化を図るため、一定の範囲で無許諾での公衆送信等を認める権利制限規定が整備されている。  
※調査対象国:英国、米国、オーストラリア、韓国、フランス、ドイツ
- ・多くの国において、報酬請求権の付与など著作権者等への適切な対価の還元と著作物利用の円滑化のバランスを図るための工夫が権利制限規定に盛り込まれている例が見られる。
- ・権利制限規定によらない著作物利用も広く行われており、そのための権利の集中管理体制の整備も進んでいる。

## 各論点に関する議論の概要

(授業の過程における教材・参考文献や講義映像等の送信について)

### 【論点1】権利制限による対応の必要性・正当性について

#### <教育関係者の意見>

- 適切な著作物を授業で利用するためには権利制限規定が必要。
- 教室授業の場合と比べて、伝達方法以外に差はなく、著作権者の利益を不当に害さない。
- 対面授業もeラーニングも同じ単位が認められるのに法的地位が異なるのは不適切。

#### <権利者団体の意見>

- 権利制限の前提として補償金制度の導入が必要。
- まずは教育機関における著作権制度に関する普及啓発が必要。
- 権利侵害の助長が懸念される。
- 契約により対応すべき。

#### <委員の意見>

##### [権利制限による対応の必要性・正当性について]

- 現代の子供たちはICTとともに生まれた世代であり、ICTの利用により特別に新しい教育方法になるということではなく、従来紙で教育していたものが単にICTに置き換わるだけということは自然な姿。その意味で紙とデジタルをシームレスで利用できるようにすべき。
- 教育は非常に公益性が高いものであるから、一定の権利制限をすることも正当性がある。
- 異時送信を権利制限の対象とすることは賛成であるが、実際教育機関において規定がきちんと守られるのか不安。デジタルだと紙のようにコピーの時間や紙代等の費用がかからないため、必要以上に利用されることにならないか。デジタルの特殊性を鑑みて制限をかける方がよいのではないか。

##### [適切な法の運用体制について]

- 制度論の検討と同時に運用面における検討も併せて必要。規定の円滑な解釈や運用を促進するための第32条や第35条のガイドラインの策定や教育機関側の著作権保護意識に対する指摘に関わることなど、関係規定が適正に運用される環境や体制の整備に向け、教育機関と権利者の間で運用面について話し合ってもらわなければならない。

➡ 審議会における制度面の議論と並行して、運用面について関係者間で協議を行い、審議会での議論に反映させていくべき旨の方針が示された。

## (仮に権利制限により対応する場合の関係論点)

### 【論点2】市場が形成されている分野への影響について

#### <権利者団体の意見(※)>

専門書等の教育機関で主として利用されることを想定して公衆に提供されている著作物や、その他、既に教育機関に利用を許諾している著作物など、市場が形成されている分野について権利制限規定の対象とすることは、権利者がビジネスにおいて正当に得るべき利益を害するため反対。

#### <委員の意見>

- 権利制限に補償金や既に市場が形成されているものについてライセンスを組み合わせる等々、既にビジネスを行っている方に対する配慮は、財産権上も必要。
- 市場が形成されており合理的な手続や対価によって許諾を出す仕組みが既に形成されている著作物に関しては、但書で権利制限規定から除外されるとしてはどうか。
- ライセンススキームがあればそれが権利制限に優先するという制度とすると、権利者側が使用料を自由に設定でき、事実上オプトアウトに近いことができることになったり、利用者が高額な使用料を支払うことになったりしてもいいのか。補償金制度でもよいのではないか。

※上記は第3回小委員会で権利者団体にヒアリングを行った際に提出された意見。教育関係者(第2回小委員会でヒアリングを実施)からは当該論点についての意見表明はなかったが、現時点でのスタンスは不明。

## (仮に権利制限により対応する場合の関係論点)

### 【論点3】権利者に報酬請求権を付与することの要否について

#### <権利者団体の意見(※)>

- 権利制限を検討する場合は、欧米各国で見られるような補償金制度を導入すべき。
- 海外では補償金制度が確立している例が数多くあり、英国では著作権管理団体(CLA)の徴収額の半分が教育機関からのものになっている。
- 日本では35条が広く解釈・運用されており、著作者への対価還元がおろそかになっている。

#### <委員の意見>

- 無断利用について一定の利益分配をするのは、海外の法制度や国際条約(スリーステップテスト)とも合致する。ドイツ、フランス、オーストラリア、韓国といった国でも教育機関での利用は補償金付きの権利制限となっている。日本法のように無許諾無償となっているのは国際的にみて稀な制度。
- ICT活用教育のみならず、紙のコピーについても補償金の対象とすべき。
- ICTでのみ可能なことをやる場合は補償金を認めてもよいが、現在紙でできることをICTに置き換える場合は補償金を不要とすべき。
- 教育上必要な、授業で利用する著作物については無償で利用できることとすべき。
- 補償金請求権をうまく機能させるようにするためには、あわせて、包括的なライセンスの枠組みを構築していくことが必要。

※上記は第3回小委員会で権利者団体にヒアリングを行った際に提出された意見。教育関係者(第2回小委員会でヒアリングを実施)からは当該論点についての意見表明はなかったが、現時点でのスタンスは不明。

(仮に権利制限により対応する場合の関係論点)

## 【論点4】権利制限規定の対象外となる著作物の利用円滑化方策について

### <教育関係者の意見>

○ 手続的負担が大きいと、JASRACのような団体を他の分野でも整備するなど、契約処理や申請窓口の一本化、簡素化が必要。

○ 包括契約ができる仕組みの構築や、教育目的利用に特化した料金体系を定める等、契約方法や内容の改善・充実が必要。

### <権利者団体の意見>

○ 集中管理団体が積極的に教育利用の実態に沿って許諾するシステムを整備することが重要。包括契約により教育機関の利便性を高められるのではないか。

○ 教育目的に特化した使用料を設定することについては、教育機関における著作物利用実態を知ることが必要。協力をお願いしたい。

### <委員の意見>

○ この議論がICT教育の推進を目的とするならば、権利制限規定は改正されたがそれ以外の部分の利用ができないために実態は変わっていないということだと意味がないので、権利制限の対象外のものについても利用できるようにする枠組みを用意するかどうかという点が重要。

○ 個別ライセンスだと取引費用がかかるので諸外国では包括的なライセンスの形を取っている。現状から見て当事者の自助的な努力に委ねただけでは前に進まないのだとすると、我が国でもそうしたライセンスを構築するインセンティブを与えるような法制度をどう作るかが重要。

○ 本来的なあり方として、集中管理をしっかりと広げていくことをやり、それを前提とした上で、クリアできない部分について補償金を絡めて権利制限規定をどう維持していくのかということを考えるべき。